「機械鑑定に係る技術検討チーム」開催要領

1 目的

- (1) 水稲うるち玄米の農産物検査規格は、全国統一的な規格に基づき、主に玄米を精 米にする際の歩留まりの目安を示し、産地・卸間等の円滑な取引に活用されている。 また、検査結果は生産者による品質改善の参考として活用されている。
- (2) 水稲うるち玄米の流通ルートや、玄米を原料として生産される精米に対する消費者・実需者のニーズが多様化している現状に鑑みると、玄米取引において、精米の品質を左右する原料玄米に関する幅広いデータを活用したいとのニーズも出てきており、農産物検査規格においても、これに資するものとすることが期待されている。
- (3) このような中、令和2年9月に「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」 を設置し、令和3年2月には「機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定」(資料 2—2) について結論を得たところ。
- (4)「機械鑑定を前提とした規格」に関する技術的事項の検討・整理を進めるため、本検討チームを開催する。

2 議題

- (1)機械鑑定における規格項目(白未熟粒・容積重等)の定義の明確化
- (2) 測定機械の精度検証用ツール(試料)の作成
- (3)(2)のツールを活用した測定機械の精度検証
- (4)標準計測方法等の設定
- (5) 測定結果の表示方法 等

3 運営

- (1)検討チームに座長を置き、委員の互選によって選任する。座長は検討チームの議事を運営する。
- (2)必要に応じて関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- (3)委員の出席が困難な場合については、委員から提出される資料又は委員への個別のヒアリング等を活用することができる。
- (4)検討チームは、原則として公開とする。
- (5)検討チームの資料及び議事録は、検討チーム終了後に委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。(持ち回り開催の場合も同様とする。)
- (6) 上記にかかわらず、検討チームの運営に支障があると委員の合意により認められる場合には、座長は、検討チームの資料及び議事録を非公開とすることができる。

4 庶務

検討チームの庶務は、農林水産省政策統括官付穀物課において行う。